

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

異

令和 年 月 日		給(特別徴収義務者)	名称(氏名)	〒				1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
(宛先) 亀山市長			所在地(住所)					特別徴収義務者指定番号		
			個人番号 又は法人番号	整理番号						
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日から退職時までの給与支払額
	氏名	(旧姓)						1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ※2 (a・b・c)	1. 特別徴収継続 ↳ ②を記入	円
	個人番号								2. 一括徴収 ↳ ①を記入 ※1	控除社会保険料額
	生年月日	明・大・昭・平	年	月	日				3. 普通徴収(個人納付)後日、市町より本人あてに納付書を送付します	円
	1月1日現在の住所				月分	月分				
現住所				円	円	円				

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町名を記載してください。

①給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合等は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	異動者署名	給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額		市町記入欄
1. 異動が 年12月31日まで、本人から申出があったため ( 月 日申出)			徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)	
			円	円	
2. 異動が平成 年1月1日以降で、特別徴収の継続の希望がないため			円		

一括徴収した税額は、  
月分 月 日納期限分) で納入します。

②給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を <input type="text"/> 月分から徴収 することで連絡済です。	(新特別徴収義務者)	フリガナ	特別徴収義務者指定番号	
		名称(氏名)	新規	
		所在地(住所)	納入書不要の場合は○をつけてください。	
		【担当者】係	氏名	電話

新規の場合は○

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。

※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

※3 平成28年12月31日以前に給与の支払を受けなくなった者に係る届出については法人番号(個人番号)の記載は不要です。平成29年1月1日以後の届出については法人番号(個人番号)の記載が必要です。

給与支払報告  
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

7から始まる8桁の番号を記入してください。  
※不明な場合は、なにも記入しないでください。

従業員が退職した場合

異

三重県内全市町共通様式

三重県内の他市町に提出する場合もご使用いただけます。宛先を訂正して、提出先の市町

令和3年1月7日 (宛先)	給(特与別)	名称(氏名) <b>株式会社 ○○工業</b> (印)	特別徴収義務者指定番号 7●●●●●●●●
〒519-0195 <b>亀山市本丸町577番地</b>	所在地	※自署の場合は押印不要です。法人の場合は押印してください。	整理番号
特別徴収義務者様の個人番号又は法人番号を記入してください。	個人番号又は法人番号 1234567890123	従業員の方が退職した日を記入してください。	給与係 <b>亀山 花子</b>
従業員の方の個人番号を記入してください。	カメヤマ タロウ <b>亀山 太郎</b> (旧姓)	異動年月日 <b>R2・12・30</b>	担当 <b>0595-84-5011</b>
1月1日現在の住所 <b>亀山市関町木崎919-1</b>	特別徴収税額(年税額) <b>120,000 円</b>	異動の事由 1. 退職 (○印を記入してください)	異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 ②を記入 2. 一括徴収 ①を記入 ※1 3. 普通徴収(個人納付) (○印を記入してください)
現住所 <b>亀山市羽若町545</b>	徴収済額 <b>6 10 月分 から 月分 まで 円</b> <b>70,000 円</b>	未徴収税額(ア)-(イ) <b>70,000 円</b>	1月1日から退職時までの給与支払額 <b>2,300,000 円</b>
	控除社会保険料額 <b>250,000 円</b>		

①給与の支払

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載してある従業員の方の年税額を記入してください。

徴収した月、税額を記入してください。

年税額から徴収した税額を差し引いた残りの税額を記入してください。

残りの税額について、従業員の方が直接納付する場合は、「3.普通徴収」に○印を記入してください。

一括徴収した税額は、  
□月分 □月□日納期限分)で納入します。

②給与所得者が新しい勤務先において「特別徴収の継続」を希望する場合は、次の欄にも記載してください。

上記の者に係る 月割額 円を □ 月分から徴収 することで連絡済です。	(新特別徴収義務者) 名称(氏名) 所在地	特別徴収義務者指定番号 新規
	【担当者】係 氏名 電話	納入書不要の場合は○をつけてください。

※1 地方税法第321条の5第2項の規定により退職の日が1月1日から4月30日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、原則、未徴収税額の一括徴収が義務づけられています。

※2 a. 乙欄適用で他事業所で特別徴収されている b. 給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある c. 事業専従者のみ(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)

※3 平成28年12月31日以前に給与の支払を受けなくなった者に係る届出については法人番号(個人番号)の記載は不要です。平成29年1月1日以後の届出については法人番号(個人番号)の記載が必要です。